

低所得の子育て世帯に対する  
子育て世帯生活支援特別給付金  
(ひとり親世帯分)

ひとり親世帯の支援のため、新たな給付金の支給を実施します！

## 1. 支給対象者

- 以下の①～③のいずれかに該当する方
  - ① 令和3年4月分の児童扶養手当受給者の方（申請不要）
  - ② **公的年金等を受給していることにより、令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない方**  
(「公的年金等」には、遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償などが該当します。)
  - ③ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、**収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方**

## 2. 支給額

児童一人当たり一律 **5万円**

## 3. 給付の支給手続き

支給対象者の②又は③のいずれかに該当する方

- ▶ 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- ▶ 申請書に振込先口座などを記入して、必要書類とともに碧南市の**窓口**に直接ご提出ください。※必要書類は、申請者及び同居家族の直近の給料明細、年金振込通知書、本人確認ができるものなどが必要です。
- ▶ 給付金の支給要件に該当する方に対して、申請内容を確認して指定口座に可能な限り速やかに振り込みます。

\*お問い合わせは、下記ご連絡先までお電話ください。



「ひとり親世帯臨時特別給付金」の  
“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”  
にご注意ください。

ご自宅や職場などに都道府県・市区町村や厚生労働省（の職員）などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署（または警察相談専用電話（#9110））にご連絡ください。